

平成 30 年 9 月 21 日

大阪市長 吉 村 洋 文 様

大阪市地方独立行政法人

大阪市民病院機構評価委員会

委員長 清野 佳紀

意 見 書

地方独立行政法人大阪市民病院機構中期目標（案）について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下、「法」という。）第 25 条第 3 項の規定に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

○ 第 2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 信頼される温かな医療の実践

(6) 患者の満足度向上

〔意見〕

待ち時間の短縮やボランティアとの協働などを表記すべきである。

○ 第 2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4 優れた医療人の育成

〔意見〕

医師をはじめとする職員の長時間労働の軽減など、働き方改革を進めることを表記すべきである。

○ その他については、特に意見はない。

以 上